

申請に対する処分の審査基準

【一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項)

【法人の合併又は分割による一般廃棄物処理施設設置者の地位の承継の認可】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項)

- 1 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の2の2の基準に適合するものであること。
- 2 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。